

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富 山 県 土 木 部 長

「富山県土木部 土木工事共通仕様書」等の一部改定について

このことについて、下記のとおり一部改定したので、参考までに送付します。
なお、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

1. 平成 28 年 10 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。ただし、発出済み文書の適用日については各文書に定めるとおり。

2. 改定内容

- (1) 富山県土木部土木工事共通仕様書 本編
 - ・ 第 1 編共通編、第 3 編土木工事共通編、第 12 編港湾編
- (2) 条項関連資料
 - 1) 富山県土木工事施工管理基準
 - ・ 品質管理基準 (発出済み文書の反映を含む)
 - ・ 港湾工事品質管理基準
 - 2) 安全教育・訓練等の実施要領等
 - 3) 富山県土木部建設工事監督要領 (発出済み文書の反映)
 - 4) 土木部所管建設工事施工に関する事務取扱要領

3. 閲覧方法

富山県土木部建設技術企画課ホームページの「富山県土木部で制定している共通仕様書について」から閲覧できます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00004063-006-01.html

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

平成 28 年 10 月 土木工事共通仕様書の一部改定概要

【1 土木工事共通仕様書 本編】

第 1 編 共通編

文章表現を修正。

第 3 編 土木工事共通編

下層路盤の人力施工について「平成 13 年 7 月 15 日 ◎舗装 路盤工（人力施工）」との整合を図るもの。

第 3 編第 1 章 一般施工 第 6 節 一般舗装工 3-1-6-7 アスファルト舗装工

1. 下層路盤の規定

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1 層の仕上がり厚さで 20cm を超えないように均一に敷均さなければならない。ただし、人力施工の場合には、1 層の仕上がり厚は 15cm までを標準とする。

第 12 編 港湾編

国土交通省の改定に伴う改定（項目等の追加及び表現の適正化）。

第 12 編第 2 章 材料 第 13 節 防舷材 2-13-1 ゴム防舷材

1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。

(1) ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。

略

3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。

中略

(2) 物理試験は、「表 1 - 9 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム - 物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム - 引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム - 硬さの求め方 - (デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム - 熱老化特性の求め方」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム - 耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。

硬さ試験 (JIS K 6253-3) デュロメータ硬さ試験 (タイプ A)

老化試験 (JIS K 6257) 促進老化試験 (AA-2)

試験温度 : 70 ± 1 °C

試験時間 : 96 ± 0 時間

【2 条項関連資料】

○土木工事施工管理基準／品質管理基準

国土交通省の改定に伴う改定（工種の新規追加）。

- | |
|---|
| 2. プレキャストコンクリート製品(JIS I類)
3. プレキャストコンクリート製品(JIS II類)
4. プレキャストコンクリート製品（その他） |
|---|

発出済み文書の反映。「平成 28 年 1 月 7 日 建技第 520 号 アスファルト舗装等の現場密度の測定について（通知）」

- | |
|---|
| ・ 1,000m ² につき 1 個（1 孔）で測定する。
・ ただし 1 工事あたり 3 個（3 孔）以上。
・ 100m ² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。 |
|---|

○土木工事施工管理基準／港湾工事品質管理基準

国土交通省の改定に伴う改定（表現の適正化）。

○安全教育・訓練等の実施要領等

誤記を訂正。

○土木部所管建設工事施工に関する事務取扱要領

様式を訂正。

○富山県土木部建設工事監督要領

発出済み文書の反映。「平成 28 年 3 月 31 日 建技第 654 号 富山県土木部建設工事監督要領の一部改定について（通知）」

- | |
|--------------------------------|
| ・ 管布設の形状寸法及び出来形の確認又は検査。 の新規追加等 |
|--------------------------------|

平成13年7月15日

◎舗装 路盤工 (人力施工)

1. 適用範囲

本資料は、土木標準積算基準（以下、「積算基準」）では施工が困難な場所における路盤工に適用する。（車道の施工幅 2.4m 未満及び歩道の施工幅 1.6m 未満）

なお、一層仕上がり厚は 15cm までを標準とする。

2. 編成人員

路盤工の人力舗装における編成人員は、次表のとおりとする。

(一日・一層当り)

職種名	単位	数量
普通作業員	人	2

3. 使用機械

人力施工の締固めに使用する機械は次表のとおりとする。

(一日・一層当り)

適用範囲	機種名	規 格	単位	数量
車道 施工幅 1.6m 以上 2.4m 未満	振動ローラ	排出ガス対策型搭乗式 コンバインド型 3~4 t	台	1
施工幅 1.6m 未満	タンパ	60kg~100kg	台	1

4. 日当たり施工量

人力施工における日当たり施工量は次表のとおりとする。

(一日・一層当り)

適用範囲	作業名	単位	数量
—	敷きならし作業	m ²	70
施工幅 1.6m 以上 2.4m 未満	締固め作業	m ²	270
施工幅 1.6m 未満	締固め作業	m ²	120

(注) なお、10m 程度の現場内小運搬を含むものとする。

5. 路盤材料の使用数量

路盤材料の使用数量は、積算基準による。

参考 2
(発出済み)品質管理基準関連)

建 技 第 520 号

平成 28 年 1 月 7 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

アスファルト舗装等の現場密度の測定について（通知）

このことについては、平成 25 年 10 月品質管理基準の改定において見直したところであるが、今回、本県土木部の舗装工事の規模に鑑み、別紙のとおり品質管理基準を一部改定したので通知します。

（適用年月日）

平成 28 年 1 月 15 日以降に作成する設計書から適用する

（事務担当 技術指導係）

品質管理基準（アスファルト舗装等の現場密度の測定）の改定について

工種	現行（H25.10）	改定案（H28.1）※
アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・1 工事あたり 3,000 m²を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個（10 孔）で測定する。 ・100m² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。 <p>（例） 3,001～10,000 m²：10 個 10,001 m²以上の場合、10,000 m²毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば 12,000 m²の場合：6,000 m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000 m²以下の場合（維持工事を除く）は、1 工事あたり 3 個（3 孔）以上で測定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000m²につき 1 個（1 孔）で測定する。 ・ただし 1 工事あたり 3 個（3 孔）以上。 ・100m² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。

※下層路盤をはじめとする 8 工種についても同様

県品質管理基準（試験基準）の改定内容（案）

1) アスファルト舗装の現場密度の測定について

- ・現在、1 工事あたり 3,000m² を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個（10 孔）で測定することとしているが、「舗装設計施工指針 平成 18 年 2 月 社）日本道路協会」において、品質の標準的な検査方法として示されている 1,000m²につき 1 個の割合に見直す。
- ・また、統計処理上の理由（3 個以上で平均）から、1 工事あたり 3 個（3 孔）以上の測定については変更せず、「（維持工事は除く）」という表現は削除する。
- ・100m² 未満の工事については現行通り。

2) 対象工種について

アスファルト舗装のほか、下層路盤をはじめとする 8 工種についても同様に、現場密度の測定における試験基準を改定する（アスファルト舗装を含め全部で 9 工種が対象）。

- ・①下層路盤、②上層路盤、③アスファルト安定処理路盤、④セメント安定処理路盤、⑤アスファルト舗装、⑥路上再生路盤工、⑦路上表層再生工、⑧排水性舗装工・透水性舗装工、⑨プラント再生舗装工

参 考 3
((発出済み)富山県土木部
建設工事監督要領関連)

建 技 第 6 5 4 号

平成 28 年 3 月 31 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

富山県土木部建設工事監督要領の一部改定について（通知）

このことについて、下記のとおり一部改定したので通知します。

- 1 改定内容
「監督員段階確認及び検査員検査事項」の一部改定
- 2 適用年月日
平成 28 年 4 月 1 日
- 3 参考資料
新旧対照表

事務担当 技術指導係

富山県土木部建設工事監督要領 新旧対照表

現行（平成 27 年 10 月 1 日適用）				一部改定（平成 28 年 4 月 1 日適用）				備考	
監督員段階確認及び検査員検査事項				監督員段階確認及び検査員検査事項					
業務項目	段階確認	中間検査		業務項目	段階確認	中間検査			
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	検査員			受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	検査員		
下水道 管渠工	・シールドマシンの工場検査。（1回のみ）			○	・シールドマシンの工場検査。（1回のみ）			○	
	・セントル型枠の確認。（1回のみ）			○	・セントル型枠の確認。（1回のみ）			○	
	・セグメントの材料確認。			○	・セグメントの材料確認。			○	
	・矢板納入の確認。	○			・矢板納入の確認。	○			
	・薬注及び地盤改良材料検収。			○	・薬注及び地盤改良材料検収。			◎	
	・裏込注入状況の確認。	○			・裏込注入状況の確認。	○			
	・2次覆工前の清掃状況の確認。	○			・2次覆工前の清掃状況の確認。	○			
	・2次覆工の巻厚の確認。	○			・2次覆工の巻厚の確認。	○			
	・空状工鉄筋の確認。	○			・空状工鉄筋の確認。	○			
	・場所打マンホールの出来高確認。（全箇所）			○	・場所打マンホールの出来高確認。（全箇所）			○	
	・管伏設後、砂巻立状況の確認。	○			・管伏設後、砂巻立状況の確認。	○			
	・1次覆工の形状寸法の検査。			○	・1次覆工の形状寸法及び出来形の検査。			○	
	・2次覆工の形状寸法の検査。			○	・2次覆工の形状寸法及び出来形の検査。			○	
	・推進工の形状寸法の検査。			○	・推進工の形状寸法及び出来形の検査。			○	
	・材料検査（管） 平成4年度より下水道協会自主施工管理により検査一部省略可。協会がかかわって検査を行う。				・材料検査（管） 平成4年度より下水道協会自主施工管理により検査一部省略可。協会がかかわって検査を行う。				

文言の修正

新規追加

土木工事共通仕様書等の改定箇所一覧

平成28年10月1日

改定の有無	編	共通仕様書	条項	理由	ページ	備考
有	1	共通編	第1章総則 1-1-1-34環境対策	・文章表現の修正	1-22	
無	2	材料編	—	—	—	—
有	3	土木工事共通編	第1章一般施工 3-1-6-7アスファルト舗装工	・「平成13年7月15日 ◎舗装路盤(人力施工)」との整合	3-63	ページのずれにより3-64～3-70を差替え
無	5	河川編	—	—	—	—
無	6	河川海岸編	—	—	—	—
無	7	砂防編	—	—	—	—
無	8	ダム編	—	—	—	—
無	9	道路編	—	—	—	—
無	10	下水道編	—	—	—	—
無	11	公園緑地編	—	—	—	—
有	12	港湾編	第2章材料 2-13-1ゴム防舷材	・国土交通省の改定に伴う改定	12-14	

改定の有無	番号	条項関連資料	条項	理由	ページ	備考
有	1	富山県土木工事施工管理基準	—	—	—	—
無		出来形管理基準(港湾除く)	—	—	—	—
無		港湾工事出来形管理基準	—	—	—	—
有		品質管理基準	2.プレキャストコンクリート製品(JIS I 類) 3.プレキャストコンクリート製品(JIS II 類) 4.プレキャストコンクリート製品(その他) 7.下層路盤、8.上層路盤、9.アスファルト安定処理路盤、10.セメント安定処理路盤、11.アスファルト舗装、31.路上再生路盤工、32.路上表層再生工、33.排水性舗装工・透水性舗装工、34.プラント再生舗装工	・国土交通省の改定に伴う改定 ・発出済み文書の反映。「アスファルト舗装等の現場密度の測定について(通知)」	1-5-5～1-5-7 1-5-10,1-5-12,1-5-13,1-5-16,1-5-48,1-5-49,1-5-51,1-5-53	ページのずれにより1-5-1～1-5-56を差替え
有		港湾工事情品質管理基準	12.防舷材 12-1ゴム防舷材	・国土交通省の改定に伴う改定	1-6-13	
無		塗膜厚施工管理基準	—	—	—	—
無	2	富山県土木工事写真撮影要領	—	—	—	—
無	3	土木工事安全施工技術指針(平成21年3月)	—	—	—	—
無	4	建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月)	—	—	—	—
無	5	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	—	—	—	—
有	6	建設工事の安全対策	安全・訓練等の項目別実施内容 13.酸欠災害防止	・誤記の訂正	6-11	
無	7	建設工事に伴う騒音振動対策指針(昭和62年4月)	—	—	—	—
無	8	薬液注入による建設工事の施工に関する暫定指針	—	—	—	—
無	9	アルカリ骨材反応抑制対策について	—	—	—	—
無	10	工事中標識等設置要領(案)(平成3年1月)	—	—	—	—
無	11	「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」及び「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」	—	—	—	—
無	12	冬期施工技術仕様(平成3年5月)	—	—	—	—
有	13	土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領	様式第61号の2	・様式の訂正	13-62	
無	14	富山県建設工事標準請負契約約款	—	—	—	—
有	15	土木部建設工事監督要領	監督員段階確認及び検査員検査事項	・発出済み文書の反映。「富山県土木部建設工事監督要領の一部改定について(通知)」	15-10	
無	16	富山県建設工事検査監察要領	—	—	—	—
無	17	富山県請負工事成績評定要領	—	—	—	—
無	18	その他	—	—	—	—

グレー網掛:改定無し